

公募型プロポーザルの公告

公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

酒田市長 矢口明子

1 業務の概要

- (1) 業務名 公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）
- (2) 業務内容 コミュニティ施設28施設、小中学校20校、道路照明304箇所の照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証・保証業務
- (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定し、本市と優先交渉権者との間で基本協定を締結の上、詳細協議を実施し、合意に至った場合、次号に規定する委託契約を締結するものとする。
- (4) 履行期間 契約の日から令和10年3月31日まで
内、改修工事等サービス期間 契約の日から令和8年3月31日まで
内、計測・検証・保証業務期間
令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格要件

- (1) 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ（複数の事業者の共同体）とする。
- (2) グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、グループの構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
- (3) 応募者は、応募を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び契約等に関わる諸手続を行う。
- (4) 応募者の構成員は、本社・営業所等が日本国内にあり、かつ、次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ① 酒田市契約規則（平成17年規則第58号）第27条第3項に規定する競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）に登録されていること。
 - ② 競争入札参加者登録簿（令和5年・6年度）に未登録の場合は、参加表明書の提出時まで、参加資格審査申請を行い、登録が完了していること。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する電気工事業の特定建設業許可を有すること。また、建設業法第26条に規定する技術者を専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。
- (6) ESCO事業において地方公共団体の公共施設等の照明設備一斉LED化について、事業役割を担い、かつ、以下のいずれかに該当する契約実績が1件以上あること。
 - ① 提案書受付期間最終日から過去5年の間に契約締結したもの
 - ② 提案書受付期間最終日が契約期間内であるもの

3 参加手続

本業務の企画提案に参加しようとする者は、「公共施設等LED化改修業務（ESCO事業）公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）5に定めるところにより必要書類を提出すること。

4 企画提案書等の提出

企画提案書等は、実施要領8に定めるところにより必要書類を提出すること。

5 審査方法

提出された企画提案書は、実施要領9に定めるところにより審査し、優先交渉権者及び次点者を選定する。

6 その他

その他詳細は、実施要領に定めるところによる。実施要領及び各種提出様式は、酒田市ホームページ（<http://www.city.sakata.lg.jp/>）に掲載する。